

競技・種目優秀校及び指導者等表彰規定

那覇地区中体連

第1条 この規定は、那覇地区中学校体育連盟会則、第九章細則第1項に基づき本連盟の発展に貢献し、その功績が顕著であって他の模範として推奨に値する者を表彰し、学校教育活動の強化、向上を図ることを目的とする。

第2条 表彰は団体と個人及び指導者に対して行なう。

(1) 団体・個人の表彰は地区中体連加盟校で、地区中体連・県中体連・九州中体連・(財)日本中体連の主催する大会において、次の①②③④に該当する学校に優秀スポーツ学校賞、競技者に優秀競技者賞を授与する。

- ① 地区大会で同一校で同一競技3年連続優勝、又はそれに準ずる成績（準優勝1回）をあげた場合。
- ② 県大会で同一競技2年連続優勝、又はそれに準ずる成績（準優勝1回）をあげた場合。
- ③ 九州大会で優勝、又は準優勝した場合。
- ④ 全国大会でベスト4以上の成績をあげた場合。

(2) 指導者の表彰は次の①に該当する者にスポーツ功労賞（一回限りの受賞）を授与する。

優秀指導者賞は②アイウエに該当する者に（同一校の連続勤務期間中で一回のみ）授与する。

- ① 長年にわたり、地区中体連の発展に尽力し、その功績が顕著で推奨に値する業績のあった者。
- ② 中学校の競技力の向上、特に優秀な成績をあげた競技、種目の指導者で次項の基準に該当し、その指導歴を有する者。

ア 地区大会で同一競技3年連続優勝、又はそれに準ずる成績（準優勝1回）をあげた場合。

イ 県大会で同一競技2年連続優勝、又はそれに準ずる成績（準優勝1回）をあげた場合。

ウ 九州大会で優勝、又は準優勝した場合。

エ 全国大会でベスト4以上の成績をあげた場合。

(3) 本地区及び県中体連に専門部はあるが、九州中体連・(財)日本中体連主催のない競技（空手道・テニス）については同一時期に開催された大会を中体連主催大会と同等の扱いとする。

(4) 優秀スポーツ学校賞については、学校の部活動において常時活動しているものを対象とする。

第3条 表彰の対象は原則として本連盟加盟校の教員・生徒及び県中体連に登録された外部指導者とする。

第4条 本規定第2条の各項に該当し、表彰に値すると認められる者があった時は、当該校の学校長は功労者推薦者様式1．2に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

第5条 被表彰者の決定は理事会で審議し会長が決定する。

第6条 表彰は会長が表彰状を授与して行う。

第7条 表彰は毎年の中体連懇親会の中で行う。ただし、生徒については各学校にて行うものとする。
また、特別に必要と認めた時は随時表彰を行うことができる。

附 則

1 この規定は昭和55年10月4日に制定し、昭和56年4月1日から適用する。

(平成6年5月26日一部改正)

(平成15年4月15日一部改正)

(平成16年12月2日一部改正)

(平成19年4月17日一部改正)

(平成27年12月3日一部改訂)

(平成30年12月4日一部改訂)